事務事業評価資料

施策名		多彩な国際交流の展開 所管部局課名 産業労働部観光・国際局国際交流課											
-													於父派誅
	事業名	外国青年招致事業費 担当者電話番号 渉外係 078-362-9017											
1	事業目的	国際交流事業の企画・運営等を行うため、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(通称 J ETプログラム)により、国際交流員を配置する。											
Ī	事業内容	国際交流員の	配置(6人)						事業開始年度 昭和61年度				
事	区分	平月	过19年度決算額			平成20年度当初予算額			平成21年度当初予算額				
事業に	事業費	(42,362 千円)				(38,019 千円)			(38,016 千円)				
要士		42,362 千円				38,019 千円							
要するコス	人件費		6,240 千円	従事人 0.7人) 千円	(」 5,852 千円		-	送事人員 0.7人
	総コスト		0,240	従事人		0,550		従事人員		0,002 113			び・・・ハ
\ \	総コスト (+)	4	48,602 千円 0.7人			43,949	43,949 千円 0.7人						0.7人
	事業の目標		ラム参加者及		当者への	研修の実施		標設定理		l			+7176
事		・JETプログラムで外国語指導助手(ALT)を招致する 都道府県は、「取りまとめ団体」としてJET参加者、 市町担当者への研修、助言、カウンセリングの実施 等が義務づけられている。 ・そこでは、JET参加者と同様の言語・文化背景を もったCIR(国際交流員)により実施し、迅速な課題 の理解及び的確な対処を行う。 ・このため、JET参加者及び市町担当者への研修を毎 年度最低1回(計2回)は実施することを目標とす る。								T参加者、 グの実施 と背景を 引速な課題 O研修を毎			
		市町、学校、民間団体等への国際交流員派遣回数の確保 [目標設定理由] ・JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)は、昭和62年に開始した地方単独事業で、地域レベルの国際交流の進展や語学教育の充実を図ることを目的のひとつとしている。・このため、国際交流員が地域で国際交流事業の企画・運営を行う機会の確保を目標とする。											
	標の達成度 と示す指標	指標名		□ 目 標		19年度 + 実績		20年度 見込み		21年度 目標	-	成率(
		JET参加者、 担当者への	市町	<u>目標値</u> 2	年度		2	2	2	2	H19 100%	H20	H21 0% 100%
		(回) 市町、学校、 団体等への[流員派遣(回	国際交	120	毎年度	*	75	120)	120 66 千円)	63%	100	0% 100%
評価結果	有交	要 性 动 性	・JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)は、地域レベルの国際交流の進展や語学教育の充実を図るとともに、帰国後、知日家として日本理解の促進に貢献する外国青年を育成することにより、わが国・地域の国際的地位向上のため必要である。・JETプログラムで外国語指導助手(ALT)を招致する都道府県は、「取りまとめ団体」としてJET参加者、市町担当者への研修、助言、カウンセリングの実施等が義務づけられている。・JET参加者、市町担当者への研修、助言、カウンセリング等はJET参加者と同様の言語・文化背景をもったCIR(国際交流員)により実施する方が、それぞれの課題の理解も迅速であり、対処も的確に行えることから、国際交流員設置が必要である。・研修回数、派遣回数とも概ね目標値に達しており、着実に成果があがっている。・指標1単位あたりのコストは、毎年度減少するか同額を維持しており、効率的な執行を行っている。										
果		を 性	・JETプログラムにおける県の役割は自治体国際化協会が定めており、市町・民間と役害分担できない。							間と役割			
	受益と負担	旦の適正化	・国際交流員の派遣に係る旅費は、派遣依頼者が負担しており、受益と負担の適正化を 図っている。										

事務事業評価資料

		375 S F14A1	1111							
		施策名	所管部局課名産業労働部観光・国際局国際交流課							
		事業名	外国青年招致	担当者電話番号	涉外係 078-362-9017					
実施方針		方向性	新規 拡充			◯ 継続⊃	継続〉 実施手法の見直し			īし
		方向性	廃止	縮小	統合	凍結(休⊥	L)	延長	終	期設定
		実施手法の 見直し内容 市町移譲 民		民間移譲	民間委託	PFI	負担割	合変更	事務改善	その他
	美施方針 (1)	税での 本県 との交流 よる支	、(本県では4, 語学指導などに では帰国に際し 流に活躍してい 援体制が有効に	模の人的交流プ[714人)を超えるこれ ではないでいる。これでいるが、これられるのではいるが、これらAL は機能して継続するとは は対して継続する	青年が来日し 好親善大使に Tの本県に対す 考えられる。	、地域におり 任命するなる	ナる国際:	交流活動 後も本則	動や、中学体 県と参加者(交・高等学 の出身地域